R&I 顧客本位の 金融販売会社評価

評価公表日:2024年2月29日

評価対象

評価符号

みずほフィナンシャルグループ

【会社概要】日本の三大金融グループの一角で、みずほ銀行、みずほ 証券、みずほ信託銀行などを傘下に持つ。



【評価維持】経営層の適切な関与の下、人材育成態勢の構築、販売戦略・商品戦略の策定、リスク性金融商品の調査分析機能の集約・強化など、みずほフィナンシャルグループの各社が連携して、着実に FD を推進していることを評価し、「S+」を維持した。

評価のポイント

1. 顧客本位の業務運営に係る方針等の策定・公表等

経営層の適切な関与の下、顧客本位の業務運営(Fiduciary Duty: FD)に関する専任部署や会議体を設置し、みずほフィナンシャルグループの各社が連携して着実に FD を推進している。FD の取組みを顧客に正確に伝えることにも注力しており、顧客が安心して取引が行えるよう配慮しており、高く評価できる。

2. 顧客の最善の利益の追求

顧客の最善の利益の追求に必要な高度な専門性を習得するための人材育成態勢がグループ共通のデジタル学習プラットフォームの「M-Nexus」を中心に整備されている。グループ各社とも従業員に FD を浸透させるための取組み、FD 定着の確認とも多面的、継続的に実施されており、適切に PDCA サイクルを回して FD を推進していることが確認できる。

3. 金融商品の販売方針策定及び販売レビュー

グループ全体で顧客にふさわしい商品・サービスを提供するため、フィナンシャルグループ主導で、グループ各社の役割に応じた販売戦略・商品戦略を策定するなど、グループ各社が連携して対応している点は評価できる。

4. 金融商品の選定・モニタリング

グループ内の証券会社の充実した調査機能や外部評価会社による定量、定性の評価情報を活用しており、グループ各社とも高い品質の商品を揃えたラインアップを構築できる態勢が整備されている。

5. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

グループ各社とも営業店の業績評価、業績表彰において、収益項目を廃止するなど、FDを十分に意識した評価体系を採っている。FDを重視した認定制度や表彰制度も整え実施しており、FD実践を促す動機付けが適切に行われている。



「R&I 顧客本位の金融販売会社評価」について

銀行、証券会社などが、投資信託等を販売する会社が「いかに顧客本位の金融商品販売を行っているか」、その取組方針や取組状況を依頼に基づき、中立的な第三者の立場から評価します。資産形成のコアとなる投信・ファンドラップ販売に関する評価を主軸としますが、他のリスク性金融商品も含め顧客のライフプランに相応しい金融商品を適切に提案・販売をしているかを評価します。資産形成に取組む個人の方が販売会社を選ぶ際に、この評価を参考指標として利用することを想定しています。

評価符号とその定義は以下の通りです。

符号	·····································
SSS	顧客の最善の利益を図るための取組みが十二分に行われている。
SS	顧客の最善の利益を図るための取組みが十分に行われており、非常に多くの優れた要素がある。
S	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、多くの優れた要素 がある。
Α	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、優れた要素がある。
В	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われているが、改善すべき要素 がある。
С	顧客の最善の利益を図るための取組みが不十分であり、改善すべき要素が 多い。

(注)評価符号が「SS」以上の場合には、販売実績や顧客損益など客観的な指標を重視します。「SS」、「S」、「A」については、上位評価に近いものにプラスの表示をし、それぞれ「SS+」、「S+」、「A+」と表示することがあります。プラスも符号の一部です。

R&I 顧客本位の金融販売会社評価は、投信販売業務を行う金融事業者の「顧客本位の業務運営」に関する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。十分信頼できると判断される情報源からの情報に基づき評価を実施していますが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。この評価情報の利用によって何らかの損害が発生した場合、その原因がいかなるものであれ、R&I は一切の責任を負わないものとします。 R&I 顧客本位の金融販売会社評価は R&I 投信定性評価・定量評価レーティングとはそれぞれ独立のものであり、互いの評価に影響を与えるものではありません。 R&I 顧客本位の金融販売会社評価の業務は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務(信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務)です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。

